

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

偽メールにだまされないで! ～「フィッシング詐欺」被害が急増中～

携帯電話やパソコン等のメールはとても便利なので多くの方が利用しています。しかし、実際に存在する企業や組織の名前をかたって、個人情報盗み取るフィッシングメールの相談が多数寄せられており、被害にあった人もいます。

あなたのスマホにも不審なメールが届いていませんか。



フィッシング詐欺って？

実在する組織をかたって、偽メールを不特定多数に送信して偽サイトに誘導し、ユーザーネーム、パスワード、アカウントID^{*}、キャッシュカードの暗証番号、クレジットカード番号等を入力させて個人情報を搾取することです。

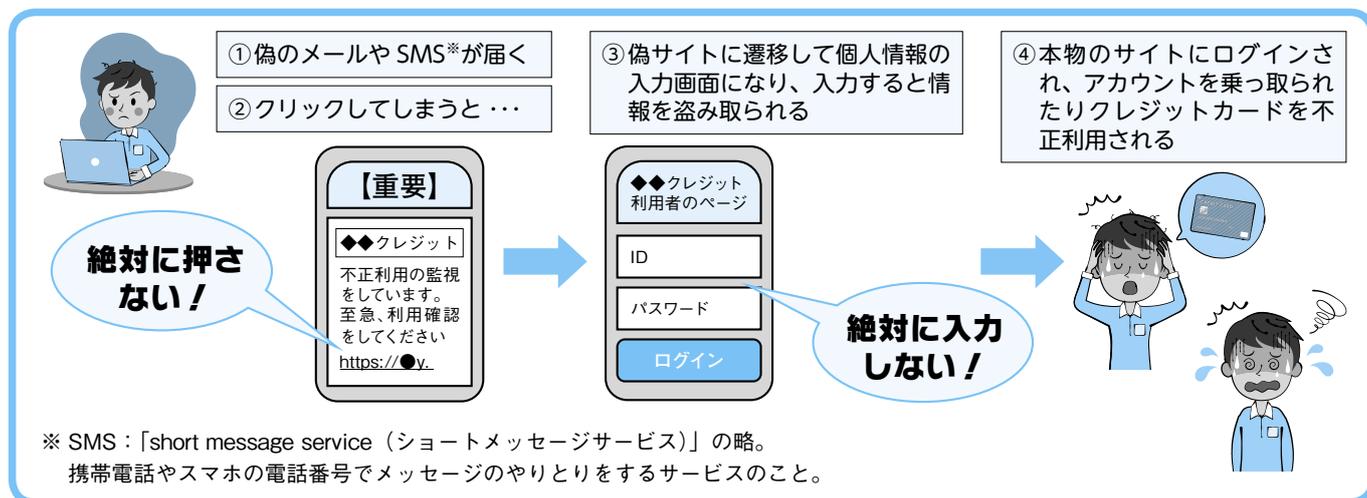
^{*}アカウントID：ログインの際に本人であることを特定する固有の識別番号や登録番号のこと。

どんな手口なの？

- ①実在するECサイト、クレジットカード会社、携帯電話会社、銀行、宅配業者等になりすまして、本物そっくりで区別がつかないようなメールが送られてきます。
- ②メールの中に記載されたURL^{*}をクリックすると、偽サイトに誘導されます。
- ③クレジットカード番号、口座番号、暗証番号等のの画面になります。
- ④入力してしまうと情報が盗み取られて、クレジットカードやネットバンキング等を不正に利用されるおそれがあります。

^{*}URL：「Uniform Resource Locator（ユニフォームリソースロケータ）」の略。

インターネット上のホームページ（Webサイト）の位置や情報を示す、住所のような役割をはたす文字列のこと。



^{*}SMS：「short message service（ショートメッセージサービス）」の略。

携帯電話やスマホの電話番号でメッセージのやりとりをするサービスのこと。

実際に送られてきた偽メールの例

偽 Eメールの例①



偽 Eメールの例②



偽 SMS ※の例③



注意 URL は絶対に押さない!! アクセスしない!! 電話もかけない!!

クリック (タップ) すると...



- ・本物そっくりな偽サイトに誘導されて、IDやパスワードの入力を促される。
- ・不正なアプリをインストールさせられ、スマホ内の情報を読み取られたり自動的に偽メールの送信元になるように設定される。



事例 1

利用しているクレジットカード会社から「不正利用監視システムで 24 時間モニタリングを行っているので利用確認をするように」とメールがあり、ID とパスワードを入力したら、後日不正利用されて、覚えのない請求が来た。

事例 2

日頃利用している宅配業者から「不在のため荷物を持ち帰った」とスマホに SMS が届いた。連絡したところ、不審な業者だった。



被害防止のポイント

1. 「緊急」「至急」「警告」等と書いてあっても絶対にあわてない。
2. メールの中に記載された URL やアドレスを安易にクリックしない。うっかりアクセスしてしまっても ID やパスワードは絶対に入力しない。
3. メールのも真偽が不明の時は、相手の正規の電話番号を自分で調べて連絡する。(公式サイトや明細書、店舗のチラシ等に記載のある電話番号等に電話する)
4. 銀行やカード会社が、メールで暗証番号やパスワードなどを確認することはない。フィッシング詐欺に利用されている企業の公式ホームページには、注意喚起情報が掲載されていることがあるので確認する。
5. 個人情報を送信してしまった時は、早急に契約先のクレジットカード会社や金融機関に連絡して利用を停止する。至急、パスワードの変更をする。

本物？
二セモノ？
落ち着いて



(参考サイト)

- ・一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター「フィッシング対策協議会」
- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)「情報セキュリティ安心相談窓口」
- ・警視庁「フィッシング 110 番」

「靈感商法」「開運商法」に注意しましょう!

気持ちが弱っている時に悩みや不安につけ込まれて、高額な壺や印鑑等を買うように勧誘を受けた、高額な祈祷料や占い料金を請求された、お布施、献金等の名目で金品を要求された等の相談が寄せられています。「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」(令和5年1月5日施行)が新たに制定されましたが、被害回復は容易ではないので十分気をつけましょう。



相談事例 1

病気がちなので体調を改善したいと思い、占い雑誌を見てスピリチュアルカウンセラーの事務所に出向いた。「先祖に崇られているのでお祓いする」、「恨まれているので呪いを解除した方がよい」等と言われ、何度もお祓いをしてもらい総額で50万円を支払った。全く効果がなく、単に不安を煽られ搾取されていただけだと気付いた。

相談事例 2

ネット広告で、スピリチュアルカウンセリング、オーラ診断等を行う占い師を知り、レンタルオフィスに出向いた。小さな個室に案内され悩みを話していると、占い師が手を振りお祓いのようなしぐさをして「おのれは…もっとしっかりしろ」等と神様風の口調になり怒られて、だんだん怪しげな話になり、5万円の水晶を売りつけられた。



相談事例 3

WEBサイトを見て「初回10分、50ポイント分は無料」という電話占いを利用した。最初に「無料分だけをお願いします」と伝えて占い師と話した。電話を切った後に「ポイントを使い切ったので、それ以降は有料になる。代金3千円を払わない場合は債権回収に回すので、20万円の請求になる」というメールが届いた。

相談事例 4

妻がカルトにはまってしまい、完全にマインドコントロールされているようだ。宗教の踊りを踊ったり、集会に参加して、家事、育児をしない。金銭的にもかなりつぎ込んでいるので、生活に支障を来している。



相談事例 5

古くからの知人が数十年前から、ある宗教に入信している。夫の具合が悪くなり「一緒にお参りに行きましょう」としつこく誘われ、断り切れずに一度出向いたら、それ以降も勧誘を受けて困っている。

ひとことアドバイス

1. 無料の姓名判断や占いサービスを利用するつもりが、有料のやり取りに誘導されることがあります。
2. 「たたり」「霊」「運氣」等、自分では調べようがない物を持ち出し、不安や悩みにつけ込もうとします。不安を煽るようなことを言われても一旦冷静になり、不要であればきっぱりと断りましょう。
3. 多額のお金を払うことで、運が良くなったり、体調不良が改善されたり、幸福になったりするわけではないことを、肝に銘じましょう。
4. 病気の治療を祈祷等に頼るのは、適切な治療の機会を逸してしまう恐れがあるので、大変危険です。
5. 被害にあっているという意識が薄い場合、本人が自覚するまで被害救済に時間がかかり、解決が難しいことがあります。親族や周囲の方は辛抱強く本人から話を聞き、おかしいと気づかせることが大切です。
6. 電話で勧誘を受けて契約した祈祷サービスや商品等は、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があるので、消費生活センターにご相談ください。



(産業振興事業団からのお知らせ)

キャッシュレス決済を便利に使いましょう

この数年で、現金を使わずに買い物をする「キャッシュレス決済」が急速に広まりました。ほとんどの店舗でキャッシュレス決済ができるだけでなく、現金を扱わない店舗まで登場しています。

これまでの利用者の感覚	コロナ禍以降の利用者の感覚
<ul style="list-style-type: none">・うっかり浪費しそう・使える場所が限定される・セキュリティが不安・停電時に支払いできなくなる・特に現金払いで困っていない	<ul style="list-style-type: none">・ポイントが貯まるのでお得・会計が素早くできる・かさばる財布を持たずに済む・支払い履歴が残せる・何より、衛生的

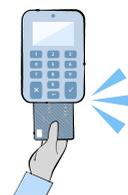
使い始めると、その便利さから手放せなくなるといわれるキャッシュレス決済。食わず嫌いはもったいない。一度トライしてみませんか？

使いやすいキャッシュレス決済は？

今やキャッシュレス決済の種類はとて多くなりましたが、その中でも身近なものをご紹介します。まずはここから始めてみましょう。

クレジットカード

使用したら、後日銀行口座からの引き落としなどで支払われる「後払い」タイプの代表です。最近では、サインは不要で、カードを自分で端末に差し込んで4桁の暗証番号を入力する支払い方法もあります。店員にカードを預けず、サインも不要なので、従来より安心かつ手軽に使えます。ポイントが貯まるのも魅力です。



電子マネー

カードにあらかじめ一定額のお金をチャージしておき、そこから支払額が差し引かれる「前払い」タイプです。チャージしてある額を超えて支払えないので、使いすぎを防げます。支払うときは、端末にかざすだけなので、**支払いスピードはNo.1**。

よく知られているのは、交通系電子マネーのSuicaやPASMO、流通系のWAON、楽天Edy、nanacoです。交通系電子マネーは買物の他、電車やバスにも使えます。



QRコード決済

スマートフォンを持っているなら、QRコード決済にチャレンジしてみましょう。スマートフォンに専用アプリを入れて使うタイプです。前払い、後払いは自分で選べますが、あらかじめお金をチャージしておき、そこから差し引く前払い方式が安心です。PayPay、d払い、auPAYが有名です。支払い手順は2種類。店によって異なるので、店員の案内にそって操作します。



スマホの専用アプリを開き、店に置いてあるQRコードをスマホのカメラで読み取る方法です。



スマホの専用アプリを開き、画面にQRコードを表示させます。それを店のバーコードスキャナで読み取ります。

どの決済方法も、利用履歴が残り、自分で確認できます。定期的に履歴を確認し、おかしい点があればすぐに決済機関の相談窓口などに連絡しましょう。きちんと気をつけて使えば、キャッシュレス決済で生活の幅が広がります。ぜひチャレンジしてみてください。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **03-5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

相談できる方 台東区内在住、在勤、在学の方

トラブルにあった時は
早めにご相談ください。

電話または来所による相談です。
相談無料・秘密厳守です。

